

第8回農業委員会議事録

- 1 開催日時 平成30年12月25日 午前9時00分
- 2 開催場所 商工会 会議室
- 3 出席委員 14名

会長	1番	緒方武重	会長代理	2番	畦池 港
農業委員	3番	藤本光男	農業委員	4番	興梠信子
農業委員	5番	米倉浩幸	農業委員	6番	松本さとみ
農業委員	7番	太田保義	農業委員	8番	黒木優子
農業委員	9番	渡邊 孝	農業委員	10番	山森公喜
推進委員	1番	藤田忠義	推進委員	2番	甲斐梅男
推進委員	7番	鈴木政治	推進委員	8番	田中春男
- 4 欠席委員

推進委員	3番	廣本 隆	推進委員	4番	坂本建吾
推進委員	5番	田中幸伸	推進委員	6番	飯干浩一
- 5 議事内容
議案第15号 非農地判断の承認について

事務局長	ただ今から第8回農業委員会を開催します。
議長	(あいさつ後) 本日の議事録署名人に7番と8番の方を指名します。 それでは、議事に移りたいと思います。議案第15号非農地判断の承認について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第15号について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
米倉委員	町内地区の共同墓地に隣接する農地です。以前は自家茶園として利用されていたようですが、10年以上耕作されておらず、将来的にも耕作される見込みのない農地です。特に問題はないかと思しますので、よろしくお願いします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。
太田委員	以前も確認したのですが、非農地証明と非農地判断の違いは何でしょうか。
事務局	非農地証明は所有者の申請によるものですが、判断は農業委員会が判断して農地から除外するものになります。農振・農用地区域内であっても、判断は先にしてもよいと県には確認しています。ただ、期間をあまり空けずに区域から除外する必要があります。また、判断によって農業委員会の取り扱う農地ではなくなりますが、地目変更登記後に農家台帳からは外れます。
太田委員	農振区域の変更はどこ管轄ですか。
事務局	役場の農政部局が申請を行います。
甲斐委員	周囲の地権者の承諾は必要ないのでしょうか。
事務局	植林等自発的に行うものであれば当然必要になるかと思いますが、今回は長年耕作されておらず現在の状況になっています。また、隣接する農地の所有者からも除外の手続きを行ってほしいと話がありましたので、今回については問題ないと考えます。
議長	ほかにはないでしょうか。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)

議長	では承認とします。本日の議案は以上です。
事務局長	以上を持ちまして、第8回五ヶ瀬町農業委員会を終了します。お疲れ様でした。

議事録署名人_____

議事録署名人_____